

(新) 水俣病の治療向上に関する研究調査

23百万円（0百万円）

国立水俣病総合研究センター

### 1. 事業の必要性・概要

近年、神経内科、機能外科分野（末梢神経などの神経組織に対して手術操作を行い、症状を緩和する治療）での新たな治療法が急速に進展したことから、それらを用いてこれまで有効な治療法がなく積極的な治療や病態評価のなされなかつた水俣病（とりわけ胎児性・小児性水俣病）の症状である不随意運動や慢性難治性疼痛に対する治療効果の検証を行う。

さらに、既に血管疾患等の治療薬として実用化されている酵素阻害剤を適応拡大した水俣病症状の改善を図る治療法の実用化に向けた基礎研究を進め、施策全体の成果として水俣病患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上、及び未だ水銀曝露が進行する途上国での健康被害の抑制に資することを目的とする。

### 2. 事業計画（業務内容）

水俣病発生地域の医師会、医療機関、福祉施設等の有識者による治療ネットワークの構築、及び高度先進医療に関する知見を有する専門医から構成される有識者検討班（水俣病の治療向上に関する検討班）の設置により、最新の医療や水俣病患者の病態について情報共有を行うことで、水俣病患者の病像を記録したデータベースを作成する。

有識者検討班において水俣病症状に対する神経内科および機能外科領域などの高度先進医療の有用性を検討し、水俣病治療のプロトコル及び治療効果に関する的確なインフォームドコンセント資料を作成しつつ、医療機関、治療対象者等に対する周知を行ったうえで治療の実施および治療効果の評価を行い、最終的には水俣病治療ガイドラインを作成し治療の普及を図る。

また、併行して酵素阻害剤を用いた水俣病治療の実用化に向けた動物実験等の基礎研究を促進し、将来的な実用化に繋げるための検証も行う。

### 3. 施策の効果

高度先端医療等を用いた神経内科や機能外科による治療、及び既成薬を転用した治療に向けた基礎研究を進め、水俣病治療ガイドラインを作成、周知することで水俣病患者のQOLを改善し、特措法救済措置方針で示される「患者のQOLの向上に寄与する治療法の向上・普及」に資する他、小規模金採掘等による途上国被害拡大防止に役立つものである。

# 水俣病の治療向上に関する研究調査

23百万円（0百万円）  
支出予定先：民間団体等

